

## 亶理町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により指定管理団体監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年6月18日

亶理町監査委員 澤 井 俊 一

亶理町監査委員 安 藤 美重子

### 記

#### 1 監査実施月日

令和元年5月28日（火）、30日（木）、31日（金）

#### 2 監査の対象

平成30年度における指定管理団体の中から次の団体を抽出し監査を実施した。

##### (1) 逢隈駅東自転車等駐車場

所管課：施設管理課

指定管理団体：下郡区

##### (2) 浜吉田駅西自転車等駐車場

所管課：施設管理課

指定管理団体：浜吉田西区

##### (3) わたり温泉鳥の海

所管課：商工観光課

指定管理団体：株式会社 ホテル佐勘

#### 3 監査の目的

協定等に基づく義務の履行を適切に行い、施設を効果的かつ効率的に運営しているか、会計経理が適切であるかを主眼として実施した。

#### 4 監査の方法

上記所管課については導入した目的、趣旨は生かされているか、指導監督は適正に行われているか。また、指定管理団体については基本協定書及び年度協定書に基づき事業が施行されているか、会計処理は適正に行われているか。団体代表者等から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

#### 5 監査の結果

上記指定管理団体及び所管課については、基本協定書及び年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務内容及び履行方法はおおむね適正に執行されていると認められた。

# 逢隈駅東自転車等駐車場

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

指定管理団体	下郡区
指定管理料	3,908,000円
所管課	施設管理課

### 2 監査の範囲

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に執行された逢隈駅東自転車等駐車場管理料に関する事業について。

### 3 監査の実施日

令和元年5月30日（木）午後1時25分から午後2時20分まで

### 4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

町内の鉄道駅周辺における自転車等の駐車の秩序を確立することにより、その周辺の道路の安全な利用と交通の円滑化を確保するとともに、自転車等利用者の利便を図るため、自転車等駐車場を設置し、管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入している。主な業務は次のとおり。

- (1) 駐車場の使用（申請・承認、取消し）に係る業務
- (2) 駐車場使用料の徴収に係る業務
- (3) 駐車場の維持管理（保守管理、修繕、清掃等）や安全確保に関する業務
- (4) 駅前広場及び周辺の植栽管理
- (5) トイレ及び周辺の清掃点検等

### 2 監査の結果

逢隈駅東自転車等駐車場の指定管理者である下郡区および所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。

# 浜吉田駅西自転車等駐車場

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

指定管理団体	浜吉田西区
指定管理料	3,937,000円
所管課	施設管理課

### 2 監査の範囲

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に執行された浜吉田駅西自転車等駐車場管理料に関する事業について。

### 3 監査の実施日

令和元年5月31日（金）午後1時25分から午後2時29分まで

### 4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

町内の鉄道駅周辺における自転車等の駐車の秩序を確立することにより、その周辺の道路の安全な利用と交通の円滑化を確保するとともに、自転車等利用者の利便を図るため、自転車等駐車場を設置し、管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入している。主な業務は次のとおり。

- (1) 駐車場の使用（申請・承認、取消し）に係る業務
- (2) 駐車場使用料の徴収に係る業務
- (3) 駐車場の維持管理（保守管理、修繕、清掃等）や安全確保に関する業務
- (4) 駅前広場及び周辺の植栽管理
- (5) トイレ及び周辺の清掃点検等

### 2 監査の結果

浜吉田駅西自転車等駐車場の指定管理者である浜吉田西区および所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。

# わたり温泉鳥の海

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

指定管理団体	株式会社 ホテル佐勘
所 管 課	商工観光課

### 2 監査の範囲

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に執行されたわたり温泉鳥の海に関する事業について。

### 3 監査の実施日

令和元年5月28日（火）午後1時31分から午後2時25分まで

### 4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

本町の観光拠点施設として、地場産業の振興、地域の活性化を図り、併せて自然と温泉を活用した住民の健康づくりと福祉の増進に資するため、わたり温泉鳥の海を設置し、管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入している。主な業務は次のとおり。

- (1) 施設利用の許可等に関する業務
- (2) 施設の設置目的を達成するために必要な業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他町が定める業務

### 2 監査の結果

わたり温泉鳥の海の指定管理者である株式会社ホテル佐勘および所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。